

# 京田辺市通学路安全推進会議活動指針

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 26 年 12 月

京田辺市通学路安全推進会議

## 1. 目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小学校の通学路において関係機関と連携して合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を継続して行うため、平成25年12月6日付け25ス学健第21号の依頼に基づき関係機関の連携体制を構築し、「京田辺市通学路安全推進会議」を設置しました。

今後は、本指針に基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「京田辺市通学路安全推進会議」を設置しました。本指針は、この会議で協議の上、策定しました。

- ・京田辺市教育部 通学路担当課  
P T A 担当課
- ・京田辺市建設部 交通安全を担当する課  
道路施設の整備や管理を担当する課
- ・京都府山城北土木事務所 道路担当者
- ・田辺警察署 交通指導担当者

(必要に応じて参画する者)

- ・京田辺市安心まちづくり室
- ・学校やP T A
- ・その他推進会議座長が必要に応じて依頼する

## 3. 取組方針

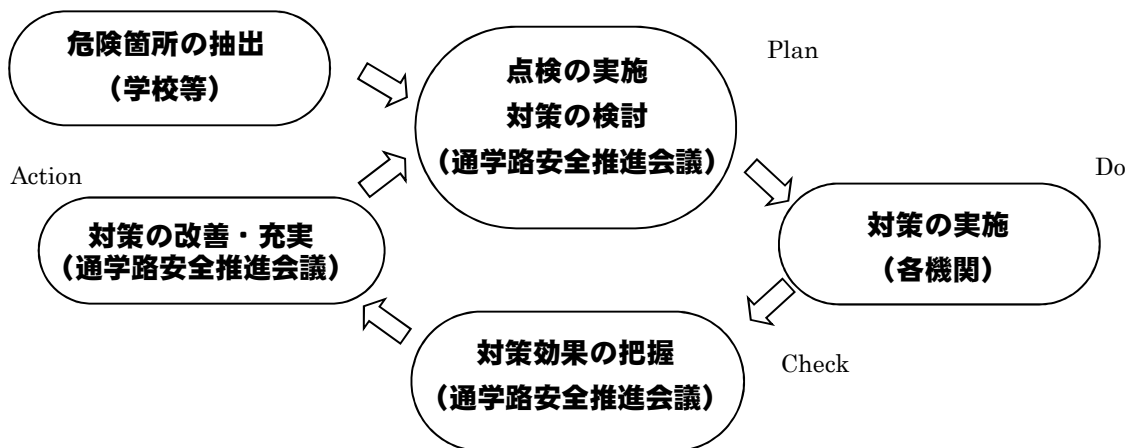
### (1) 基本的な考え方

小学校では、児童の安全な通学のために保護者、学校安全ボランティア等と連携し、定期的に通学路の安全点検を実施しています。

継続的に通学路の安全を確保するため、教育委員会は各小学校で実施された安全点検の結果を把握し、その結果に基づいた合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・ 小学校の通学路を1年に1回合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・ 対策会議のメンバー（教育委員会、道路管理者、警察等）による点検を行います。

○合同点検の内容

- ・ 効率的・効果的に合同点検を行うため、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

- ・ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置等のハード対策や交通規制や学校安全ボランティア（見守り隊等）による保護誘導活動等のソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。
- ・ 整備期間が中～長期に及ぶハード対策を実施する箇所については、保護誘導活動の徹底や取締りの強化等、ソフト対策で安全の確保を行います。

(4) 対策の実施

- ・ 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・ 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 取り組みの公表

- ・ 取り組み状況については、対策の進捗状況に応じて市ホームページ等で公表します。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図

5. 取組の流れ（毎年度継続して実施する）

